

○近江八幡市子ども・若者支援地域協議会組織運営要綱

令和 4年 6月 8日

(趣旨)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的かつ効果的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第25条の規定により近江八幡市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者（以下「対象者」という。）の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 対象者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 対象者の支援に係る調査、研究、研修、広報及び啓発に関すること。
- (4) その他支援の対象者の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、関係機関等に属する者のうちから、代表者会議において選出する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(子ども・若者支援調整機関)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課とする。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 代表者会議の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 協議会に必要な体制の整備に関すること。

(2) 協議会の年間活動方針に関すること。

(3) 協議会の活動の評価に関すること。

(4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

5 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項及び議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、関係機関等の実務担当者により構成し、協議会の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 対象者に係る情報の共有に関すること。

(2) 対象者に係る相談等の事例の把握に関すること。

(3) 対象者の支援を推進するための調査、研究、研修、広報及び啓発活動の実施に関すること。

(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

2 実務者会議は、調整機関の長が必要に応じて招集し、調整機関の職員が会議を進行する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個々の対象者に対する具体的な支援を行うに当たっ

て、当該支援に係る関係機関等のケース担当者が、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 対象者の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 対象者に対する具体的な支援方法に関すること。
- (3) 対象者に係る支援の評価に関すること。
- (4) その他個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の構成員は、正当な理由なく、当事者の同意を得ずに協議会の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協力要請)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報保護に配慮しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	関係機関等名
教育関係	近江八幡市中学校長会
	近江八幡市小学校長会
	滋賀県立八幡高等学校
	滋賀県立八幡商業高等学校
	滋賀県立八幡工業高等学校
	近江兄弟社高等学校
	滋賀県立八日市養護学校
	滋賀県立野洲養護学校
	近江八幡市社会教育委員
	近江八幡市PTA連合会
保健福祉関係	近江八幡市社会福祉協議会
	近江八幡市民生委員・児童委員協議会
	放課後児童クラブ運営事業者
	滋賀県精神保健福祉センター
	滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター
就労関係	東近江公共職業安定所
	滋賀県地域若者サポートステーション
警察関係	近江八幡警察署生活安全課
矯正・更生保護関係	近江八幡保護区保護司会
	近江八幡地区更生保護女性会
医 療	近江八幡市立総合医療センター
地 域	近江八幡市青少年育成市民会議
	近江八幡・竜王少年センター
	近江八幡市少年補導委員会

近江八幡市	子ども健康部
	福祉保険部
	産業経済部
	教育委員会
関係機関	学識経験者等